

建築基準法では、建築確認、完了検査などの手続により、建築物を使用する前に適法性をチェックする体制が整えられています。一方で、建築物の使用が開始された後も、引き続き、適法な状態を確保し続けることが重要であるという観点から、国または特定行政庁（池田市長）が指定する特定建築物、防火設備、建築設備、昇降機等の所有者は、定期的にその状況を専門の資格者に調査・検査させ、結果を報告することが建築基準法で義務付けられています。（定期報告制度）

先般、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）等の一部改正により、定期報告制度における調査・検査等の項目等の見直しが行われました。この見直しに伴い、同告示に定める特定建築物定期調査（定期報告制度のうち特定建築物の調査・結果報告）の調査項目等に付加して本市が定期報告を必要とする調査項目等を整備するため、池田市建築基準法施行細則（平成14年池田市規則第11号）の一部改正を行うものです。

国土交通省告示の改正（令和7年7月1日施行）

特定建築物定期調査において実施することとしている常時閉鎖式防火扉（常閉防火扉）に関する項目（特定建築物の各階の主要な常閉防火扉の運動エネルギー等、扉と枠の劣化及び損傷の状況、作動の状況、物品の放置の状況並びに固定の状況の確認）について、効率性の向上を図る観点から、防火設備定期検査（定期報告制度のうち防火設備の検査・結果報告）において実施することとされました。（次ページ参照）。また、常閉防火扉に関する項目について、平成20年国土交通省告示第282号の規定に基づき、特定行政庁の規則において加えることと定めた場合には、防火設備定期検査の実施を要しないこととされています。

告示改正による防火扉に関する見直し(概要)

○改正前

特定建築物定期調査 (常閉防火扉)	防火設備定期検査 (随閉防火扉)
設置	
運動エネルギー等	運動エネルギー等
劣化及び損傷	劣化及び損傷
作動	作動
	連動機構
物品の放置	物品の放置
固定の状況	



○改正後

特定建築物定期調査 (常閉防火扉)	防火設備定期検査	
	(常閉防火扉)	(随閉防火扉)
設置		
運動エネルギー等	運動エネルギー等	運動エネルギー等
劣化及び損傷	劣化及び損傷	劣化及び損傷
作動	作動	作動
		連動機構
物品の放置	物品の放置	物品の放置
固定の状況	固定の状況	

池田市建築基準法施行細則の改正

常閉防火扉に関する項目は、感知器を作動させるような特殊なものではないこと、かつ、常閉防火扉と随閉防火扉の検査周期の違いから生じる防火設備定期検査手続の煩雑さ等を考慮し、本市では、防火設備定期検査ではなくこれまでどおり特定建築物定期調査において実施することが合理的であると考えています。

つきましては、平成20年国土交通省告示第282号の規定に基づき、特定建築物定期調査の調査項目等に常閉防火扉に関する項目を加えるため、池田市建築基準法施行細則の一部改正を行います。

（令和7年7月1日施行）

(参考) 防火設備の定期報告に追加等される主な項目

※以下の項目は、「常時閉鎖式の防火扉」の検査等項目として、平成28年国土交通省告示第723号（防火設備の定期検査）に追加等されますが、**同告示別表第1表中の規定及び平成20年国土交通省告示第282号（建築物の定期調査）第2の規定に基づき、建築物の定期調査項目として市細則で付加します。**

（告示上、下表(1)～(5)に相当する項目を建築物の定期調査項目とした場合、防火設備の定期報告では、各階の主要な常時閉鎖式の防火扉の検査等は要しないものとされます。）

平成28年国土交通省告示第723号 別表第1 防火扉

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(1)	防火扉	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
(2)		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
(4)	常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）	固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
(5)	人の通行の用に供する部分に設ける防火扉	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、各階の主要な常閉防火扉について、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。	昭和48年建設省告示第2563号第1第一号又は第二号イの規定に適合しないこと。